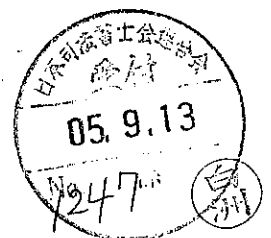


法務省民二第1919号
平成17年8月26日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿
(さいたまを除く)

法務省民事局民事第二課長

抵当権の効力を所有権の全部に及ぼす旨の変更の登記をした抵当権についてその
抵当権の登記の抹消を申請する場合に提供すべき登記識別情報について（通知）
標記の件について、別紙甲号のとおりさいたま地方法務局長から当職あて照会があり、
別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



(別紙甲号)

日記第870号

平成17年8月25日

法務省民事局民事第二課長 殿

さいたま地方法務局長

抵当権の効力を所有権の全部に及ぼす旨の変更の登記をした抵当権についてその
抵当権の登記の抹消を申請する場合に提供すべき登記識別情報について（照会）
標記について、抵当権の効力を所有権の全部に及ぼす旨の変更の登記をした後、この
抵当権の登記の抹消を申請する場合に提供すべき登記識別情報は、この抵当権について
設定の登記がされた際に通知された登記識別情報のみで足りると考えますが、いささか
疑義がありますので照会します。

(別紙乙号)

法務省民二第1918号

平成17年8月26日

さいたま地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

抵当権の効力を所有権の全部に及ぼす旨の変更の登記をした抵当権についてその
抵当権の登記の抹消を申請する場合に提供すべき登記識別情報について(回答)
本月25日付け日記第870号をもって照会のあった標記の件については、貴見のと
おりと考えます。